

# 第2次音威子府村 子ども読書活動推進計画

令和4年度～令和8年度



音威子府村教育委員会

# 目 次

## 第1章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

- 1 基本理念 . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . 1
- 3 計画の期間 . . . 2
- 4 基本方針 . . . 2

## 第2章 子ども読書活動推進の方策

- 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 . . . 3
- 2 学校等における読書活動の推進 . . . 4
- 3 音威子府村公民館図書室の整備・充実 . . . 5
- 4 学校図書館の整備・充実 . . . 6
- 5 こども読書活動の推進に係る体制の整備 . . . 7
- 6 啓発広報事業の推進 . . . 8

- 資 料 ○子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . 9

# 第1章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

## 1 基本理念

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、学校における教育活動の充実はもとより、家庭・地域・学校が一体となり、生活体験や社会体験、自然体験などの体験活動を通し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ、子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。

しかしながら、子どもの読書活動の傾向は、令和3年に全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施した「第66回学校読書調査」によると、児童生徒の1ヶ月に読む本の平均冊数は、小学校で12.7冊、中学校で5.3冊、高等学校で1.6冊となっています。

また、1ヵ月に1冊も本を読まない「不読者」の割合は、小学生で5.5%、中学生で10.1%、高校生で49.8%という結果になっています。

このことから、テレビやインターネットなどの様々な情報メディアの普及等による生活環境の変化や、幼児期からの読書習慣の未形成などを背景として、子どもたちの読書離れ、活字離れが指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による公立図書館や学校図書館の利用制限、新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境が急激に変化している状況となっており、社会全体でより一層子どもの読書活動の推進を図る必要があります。

国では、社会全体で子どもの読書活動の推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年に公布、施行しました。これに基づき、平成14年の第1次、平成20年の第2次、平成25年の第3次に引き続き、平成30年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）」を策定しています。

北海道においては、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図る」ことを基本理念として、平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、現在は、「第1次計画～第3次計画」までの趣旨を引き継ぐとともに、道内における子どもの読書に関する施策の総合的・計画的に推進するための指針として「第4次計画」が策定されております。

音威子府村（以下、「本村」と言う。）においても、法の理念や各種推進計画を尊重し、子どもの読書活動の重要性を認識するとともに、子どもたちの読書に対する関心を把握し、問題や課題を整理した上で、地域の実情を踏まえながら、家庭・地域・学校の連携・協力による読書環境整備を進めるために、平成29年3月に「音威子府村子ども読書活動計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。このたび、令和3年度で第1次計画期間が終了することから、第1次計画を引き継ぐとともに、「北海道子どもの読書活動推進計画」（第4次計画）の方針を踏まえ、「第2次音威子府村子ども読書活動推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、本村における村づくりの指針である「第5期音威子府村総合計画」に基づく「音威子府村第9次社会教育中期計画」等との整合性を確保しつつ、子どもの読書活動の推進に関する考え方や取組について示しています。

## 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、年度ごとに計画の評価を行うことで進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 基本方針

### I 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組が必要です。

それぞれが担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しめる機会の充実を図ることや、子どもの読書活動に関わっている音威子府村公民館図書室（以下、「公民館図書室」と言う。）や学校図書室等の関係機関が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、地域ぐるみで子どもたちの発達段階に応じた読書活動に取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、本村では、家庭・地域・学校のそれぞれが相互に連携・協力して、子どもが進んで読書活動できるようになるために、読書を楽しむ機会の提供と子どもの読書に関する情報の提供をしていきます。

### II 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの読書習慣の形成のためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮することが必要です。

家庭・地域・学校では、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、その読書活動を広げ、読書習慣を身に付けることができるように、本と身近に接する機会を増やすことが大切です。

このような観点から、本村では、公民館図書室及び学校図書室の図書資料や施設・設備を充実させ、子どもが身近なところで読書できる環境を整備するとともに、行政や各団体等による推進体制を整備します。

### III 子どもの読書活動を推進するための普及啓発活動の促進

子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書の意義や重要性について、村民が広く理解を深め、関心を高める必要があります。

そのためには、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことや、子どもの成長に深く関わっている保護者、保育士、教職員等が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

このような観点から、本村では、子どもたちの読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、地域における関係機関やボランティア団体等との連携・協力による普及啓発活動を促進します。

## 第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

### 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

本村では、家庭における子どもの読書活動の普及のため、ブックスタート事業や読み聞かせ会の実施など、子どもの読書活動の推進に努めています。

今後は、公民館図書室の利用促進も含め、子どもの読書活動を推進させる取組の充実が求められます。

こうしたことから、本村においては、読書活動に関する情報提供や関係機関等との連携を図り、子どもの読書活動を推進するとともに、地域における子どもの読書活動を推進させる取組を展開することが期待されています。

#### 【今後の取組】

#### ①家庭における子どもの読書活動の推進

##### ア 初めての本との出会いづくり

乳幼児期から親子で本に親しむ習慣をつくるため、乳幼児健診に参加した親子に絵本をプレゼントし、読み聞かせの大切さを伝える「ブックスタート事業」を実施します。

##### イ 家庭における読書活動の推進

少ない時間でも毎日「本」を読み聞かせることや、親子で一緒に図書室に行くこと、読み聞かせ会に参加することの大切さなど、保護者に対する読書活動への理解の促進に努めます。

#### ②公民館図書室における子どもの読書活動の推進

##### ア 子どもと本を結ぶ各種行事の開催

子どもと本の出会いの場として、読み聞かせ会などの取組を充実させます。

また、本への興味を引き出せるよう絵本を充実させるとともに、子どものニーズに合わせた行事を開催します。

##### イ 優良図書の情報発信

子どもの発達段階に応じた優良な図書資料の広報をします。



## 2 学校等における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

学校においては、朝の読書などの全校一斉の読書活動に積極的に取り組み、読書意欲の向上に努めています。

今後は、一人ひとりに応じた多様な読書活動の推進ができるよう、指導体制を整備し、関係機関等と連携を図った活動を通じて、読書習慣の形成を図ることが求められます。

こうしたことから、学校等においては、家庭・地域との連携による読書活動を促進することが期待されます。

### 【今後の取組】

#### ①読書習慣の確立

##### ア 読書習慣の確立

子どもの読書習慣を確立させるため、「朝の読書」など全校一斉読書活動の取組の充実に努めます。

##### イ 自主的読書活動の支援

読み聞かせ会や読書行事の開催など、児童・生徒のアイデアを活かした自主的・実践的な活動を家庭・地域と一体となって支援し、子どもの読書活動の充実に努めます。

#### ②読書指導の充実

##### ア 学校図書室を活用した指導の充実

学校図書室の機能と利用方法、図書の分類と配列、学習参考図書の利用方法など、子どもの理解を深めるように努めるとともに、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において学校図書室を計画的に利用し、子どもの主体的・意欲的な読書活動や学習活動の充実に努めます。



### 3 音威子府村公民館図書室の整備・充実

#### 【現状と課題】

本村では、子どもの読書活動に関する図書資料の充実や読書情報を整備するとともに、児童コーナー等の子どもが読書するスペースの充実など、公民館図書室の図書資料・蔵書等の整備・充実に努めています。

今後は、利用状況を見ながら、ニーズが多様化している図書資料や施設の整備を図り、子どもたちが読書の時間を作りたくなるような図書室運営を行っていきます。

こうしたことから、関係機関等と連携し、村全体で子ども読書活動をより活発化していくための計画推進が求められています。

#### 【今後の取組】

##### ①公民館図書室の機能の充実

###### ア 図書・資料の充実

乳幼児から青少年までの読書活動を推進するため、各年代の興味・関心や学習意欲を高める図書資料の収集・提供に努めるとともに、調べ学習に役立つ図書資料の充実を図ります。

###### イ 施設の整備

子どもや保護者が利用しやすいように書架や利用案内を工夫するなど、施設整備を目指します。

###### ウ 他図書館とのネットワークの充実

公民館図書室に蔵書していない図書等を、北海道立図書館等から借用するなど、ネットワーク化による住民サービスの向上に努めます。



## 4 学校図書室の整備・充実

### 【現状と課題】

学校図書室は、子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動の支援に利用されています。

今後は、公民館図書室を活用した調べ学習や、音威子府村公民館との連携を強化するとともに、学校図書室環境の在り方について、学校との情報を共有しながら、改善を図ることが求められます。

こうしたことから、教職員間の協力体制の確立を促進するとともに、公民館図書室や関係機関等との連携・協力を促進することが期待されます。

### 【今後の取組】

#### ①学校図書室の図書資料・設備等の整備・充実、教職員間の協力体制

##### ア 学校図書室の整備

子どもが読書に親しめるように、学校図書室資料の計画的な整備に努めます。

##### イ 教職員間の協力

教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図り、読書習慣を身に付けさせることは、学校の重要な役割であるため、教職員が協力して読書活動を進めることができるように努めます。

#### ②読書習慣の確立と読書指導

##### ア 読書指導の促進

読書に親しむ時間の確保と充実、体系的な利用指導、計画的・継続的な読書指導の実施に向け年間指導計画の作成に努めます。





## 5 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備

### 【現状と課題】

本村においては、読み聞かせなどの読書ボランティアの体制が整備されていない状況にあります。

今後は、読書ボランティア団体等の育成や支援体制づくりとネットワーク化に努めるとともに、公民館図書室や学校図書室などが連携・協力し、社会全体の取組として読書普及活動に努めます。

### 【今後の取組】

#### ①ボランティア団体等の創設・育成と連携・協力

##### ア 読書ボランティア団体等の創設・育成

読書活動に携わるボランティア団体等の創設・育成に努めるとともに、関係機関等と連携・協力を進め、地域の読書活動の推進を進めます。

##### イ 公民館図書室・学校図書室関係職員との連携・協力

公民館図書室・学校図書室関係職員が学校向け事業や児童生徒の読書活動についての情報交換を行うなど、連携・協力体制の向上に努めます。

#### ②図書室担当職員の研修の充実

##### ア 図書室担当職員の研修と充実

図書室担当職員の能力と技術の向上を図るために、研修の充実に努めます。



## 6 啓発広報事業の推進

### 【現状と課題】

本村では、「読書習慣」（10月～11月）の事業など、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための事業が不足している現状があります。

今後は、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に連携した事業の取り組みなど、子どもの読書活動の普及や子どもの読書活動に対する住民の理解を促進することが求められています。

こうしたことから、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に関わる事業を行い、家庭、地域、学校の連携・協力による普及啓発活動を推進することが期待されています。

### 【今後の取組】

#### ①読書週間等の啓発広報

##### ア 子どもの読書活動に関する理解の促進

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における児童書の展示や、子ども向け事業を充実するなど啓発活動を取り組み、子どもの読書活動を積極的に推進します。

##### イ 各種情報の収集・提供

地域、学校、関係機関等における子どもの読書活動に関わる情報の収集を旨るとともに、広報おといねっぶの「図書室からのお知らせ」による情報発信、図書室内掲示、さらには、不定期発行の「図書室ガイド」を活用した情報提供等、さまざまな機会を活用して、住民に広く情報を発信していきます。



# 資 料

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日公布施行

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 音威子府村子ども読書活動推進計画

発行日 令和4年3月

発行者 音威子府村教育委員会

〒098-2501

北海道中川郡音威子府村字音威子府 444 番地

電話 01656-5-3356

FAX 01656-5-3707

